

子どもに関する各種データの連携 による支援実証事業について

令和 4 年 1 月 21 日

デジタル庁

一 こどもに関する情報・データ連携 関係会議・文書における発言・記載

第1回デジタル臨時行政調査会（令和3年11月16日） 岸田総理御発言

（中略）そして、貧困や虐待などから保護を要する子供たちを見守るため、牧島デジタル大臣を中心に、子供たちの生活に関わる、関係機関の様々な情報を集約するデジタル基盤を整備いたします。（以下略）

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～（令和3年12月21日閣議決定）

4. こども家庭庁の体制と主な事務

③企画立案・総合調整部門

3) データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

デジタル庁等と連携し、先進的な地方自治体の取組も参考に、住民に身近な地方自治体において、個々のこどもや家庭の状況や支援内容等に関する教育・保健・福祉などの情報を分野横断的に連携・集約するデジタル基盤を整備し、情報を分析し、支援の必要なこどもや家庭のSOSを待つことなく、能動的なプッシュ型支援を届けることができる取組を推進する。その際、個人情報の取扱いにあってはこども本人や家族の権利利益の保護に十分に配慮するとともに、子ども・若者支援地域協議会や要保護児童対策地域協議会のような個人情報の共有が可能な法的枠組みにおいてもそれぞれの運営目的に基づき有効に活用することを検討する。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

2. 暮らしのデジタル化

（2）準公共分野のデジタル化の推進

④ こども

（中略）「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」は、こどもやその家族が誰一人取り残されないものでなければならない。こどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータについては、地方公共団体内でもそれぞれの部局で管理されているとともに、児童相談所・福祉事業所・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応に当たっている。こうしたこどもや家庭に関する状況や支援内容等に係るデータを分野横断的に最大限に活用し、個人情報の保護に配慮しながら、真に支援が必要なこどもや家庭を見つけニーズに応じたプッシュ型の支援を届ける取組は、こども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な課題の解決を可能とし、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができる社会の実現に資する。

このため、各地方公共団体において、貧困、虐待、不登校、いじめといった困難の類型にとらわれず、教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を越えて連携させ、真に支援が必要なこどもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を実施する。その上で、当該実証事業を踏まえ、データ連携やそれを実現するシステムの在り方について、これまでの関係府省庁での検討も踏まえ、関係府省庁が一体となって検討する。

— こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチームについて

- こどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータについては、自治体内でもそれぞれの部局で管理されているとともに、児童相談所・福祉事業所・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応に当たっている。こうしたこどもや家庭に関する状況や支援内容等に係るデータを分野横断的に最大限に活用し、個人情報の保護に配慮しながら、真に支援が必要なこどもや家庭を見つけニーズに応じたpusch型の支援を届ける取組は、こども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な課題の解決を可能とし、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができる社会の実現に資する。
- このための実証事業を実施するとともに、関係府省の副大臣級によるプロジェクトチームを立ち上げ、推進体制を整備。
※ 国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていない。

こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチームについて

【構成員】 (主査) デジタル副大臣 小林 史明
内閣府副大臣 赤池 誠章

厚生労働副大臣 佐藤 英道
文部科学副大臣 池田 佳隆

【主な検討事項】

1. こどもに関する情報・データ連携の在り方

- ・行政の各部局や学校・児童相談所・医療機関等の関係機関の、妊娠期から20歳頃までの成長・発達に渡る情報を、必要に応じて連携させ、真に支援が必要なこども・家庭の発見や、ニーズに応じた支援を行う取組につなげるための情報・データの連携はどうあるべきか。
- ・その際、こどもに関する情報を自治体内（どのレベルか要検討）で包括的に把握する組織・連携の在り方や、こどもからのSOSの前兆を受け止める・拾い上げる仕組みの在り方についてどのように考えるか。

2. デジタルを活用した包括的な子育て支援の在り方

- ・子育て世代包括支援センターの取組を踏まえつつ、デジタルを活用し、窓口に赴かなくても適切な情報の入手や相談をすることができる支援はどうあるべきか。

3. こどもに関する政策の可視化の在り方

- ・AI等でこどもに関する政策、予算、統計等を可視化するためのデータ利活用やデータの質はどうあるべきか。
- ・例えば、手当等のワンストップ化（支援の対象となる家庭への手当の支給手続、就学前施設についての分かりやすい情報発信など）に向けた政策はどうあるべきか。

【スケジュール】 令和3年（2021年）11月検討開始～令和4年（2022年）6月目途に論点の整理

— デジタル庁による実証事業の概要

準公共分野デジタル化推進費 (こどもに関する各種データの連携による支援実証事業)

事業概要・目的

○現在、教育・保育・福祉・医療等のデータ（※）については、自治体内でも教育委員会、保育部局、福祉部局、医療部局、税務部局等、それぞれの部局で管理されているとともに、児童相談所・社会福祉法人・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応に当たっている。

（※）例えば以下のデータ。

教育：就学援助の利用状況、欠席日数、遅刻・早退の状況

保育：登園状況

福祉：生活保護受給、児童扶養手当受給、親/同居者の虐待通告

医療：健診（身長・体重・体温等）、受診歴

経済：社会経済的背景、課税状況、転出入歴

○他方、個人情報の保護に配慮しながら、こうしたこどもに関するデータを最大限に活用し、真に支援が必要なこどもの発見や、ニーズに応じた支援を行う取組につなげる必要がある。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

○各自治体において、教育・保育・福祉・医療等のデータを必要に応じて連携するシステムや体制を整備し、真に支援が必要なこどもの発見や、ニーズに応じたプッシュ型の取組に活用する実証事業を支援する。またその際、制度面での課題等についても併せて検討する。

（参考）先行自治体の例

①大阪府箕面市

・こどもを、「子ども成長見守りシステム」により、①経済状況（生活保護を受けている、児童扶養手当を受給、就学援助を受けている、住民税非課税である）、②養育力（虐待相談がある、保健指導相談がある）、③学力（全教科の平均偏差値、平均偏差値の変化値）、④非認知能力等（自己肯定感・社会対応力、健康・体力、基礎的信頼）のステップを踏んで総合判定し、ケース会議等を通じた支援や見守りに活用。

②兵庫県尼崎市

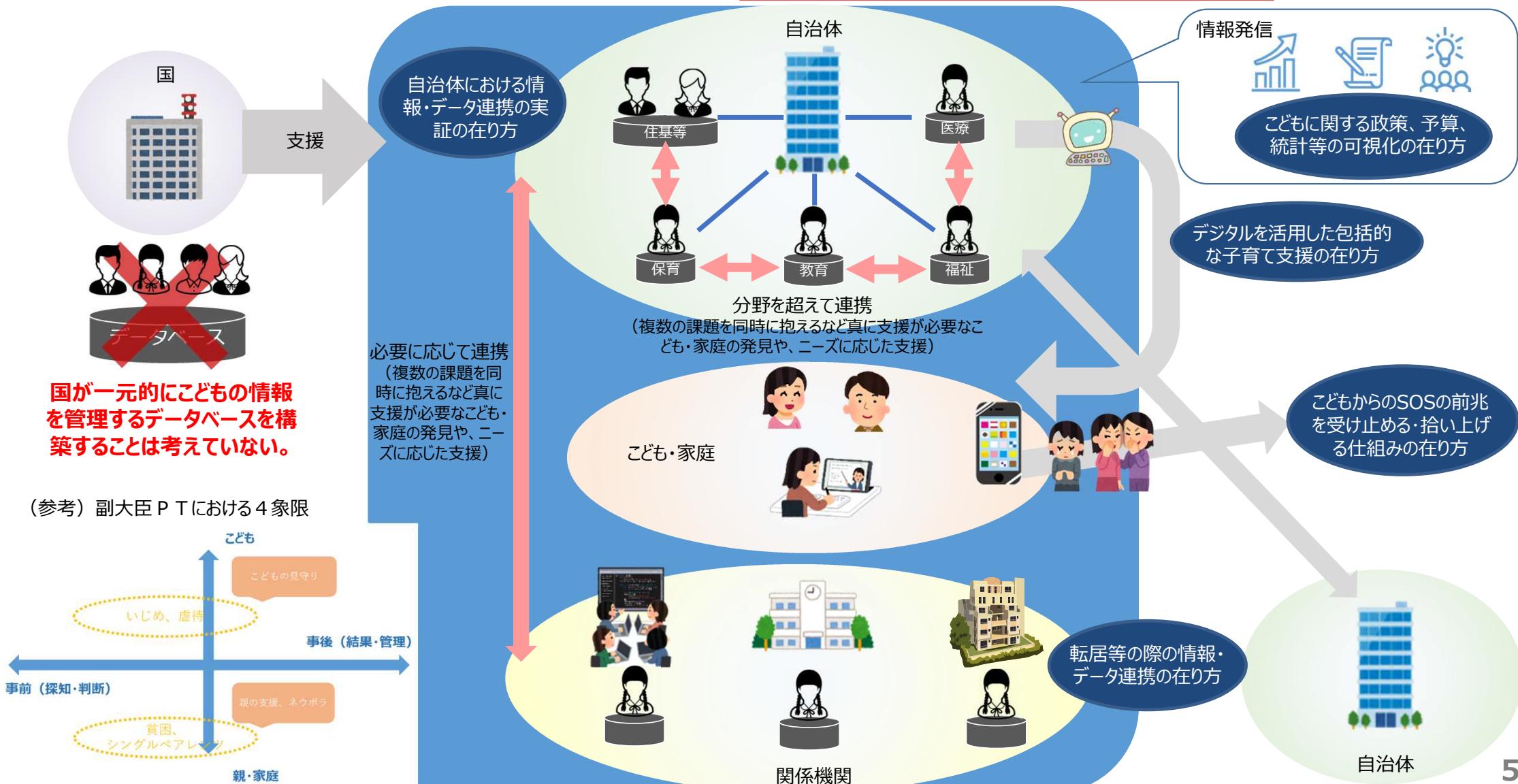
・住民記録、保健福祉、教育等8つのシステムから情報を吸い上げ、子どもの支援にあたる職員がそのこどもの情報を横断的に閲覧できる「子どもの育ち支援システム」を構築し、漏れのない支援や継続一貫した支援につなげている。

期待される効果

○貧困・虐待等の社会的な課題の解決や、プッシュ型の行政サービスへの転換が可能となり、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」や、支援を必要とする子育て世帯への一体的な支援、こども達一人ひとりのニーズに応じた個別最適な学びが実現できる。

— 副大臣 P T の検討の全体像のイメージ

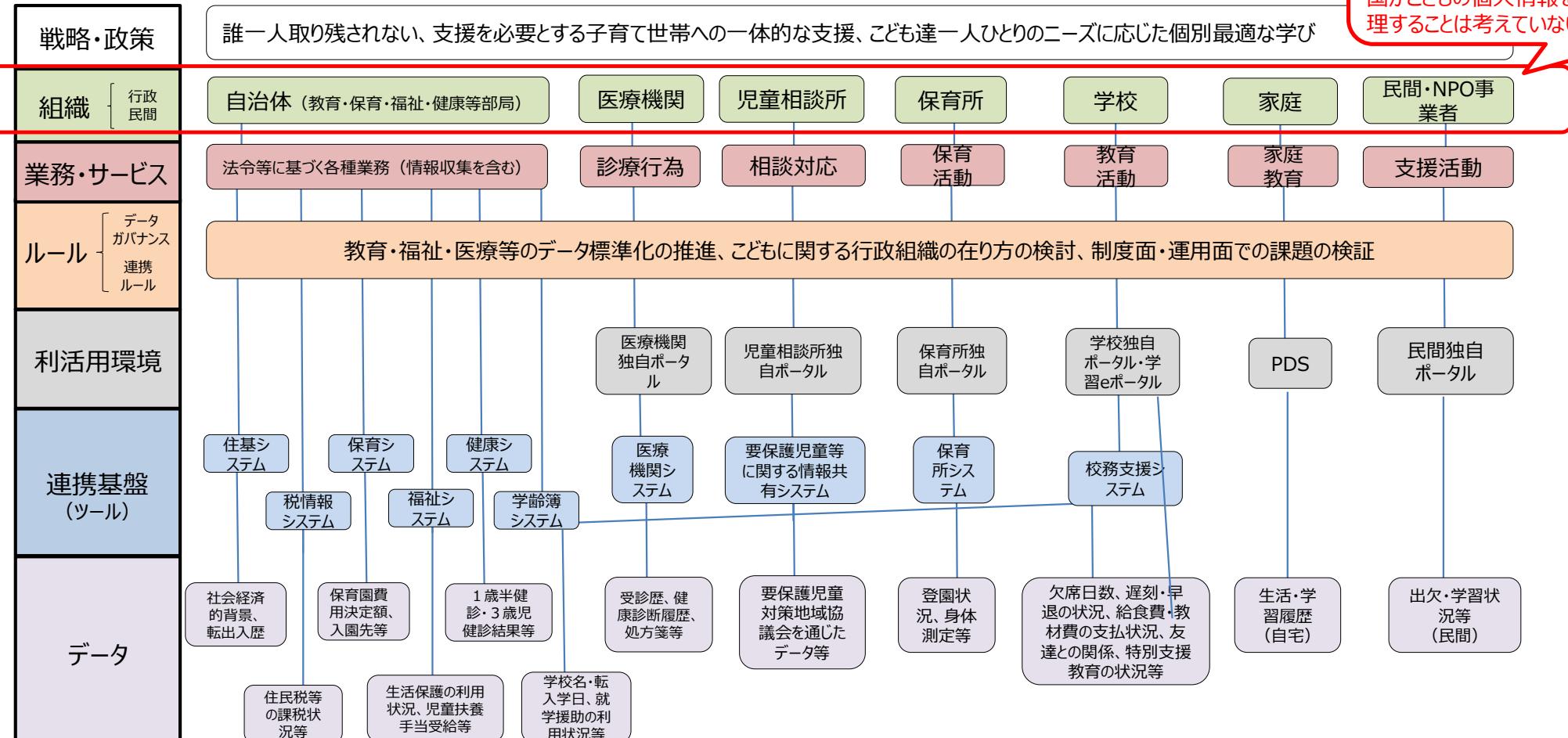
本実証事業では青色背景の部分を実施



「子ども」に関するアーキテクチャ（イメージのたたき台【検討中】）の現状認識

- 現在、教育・保育・福祉・医療等のデータについては、**自治体内でも教育委員会、保育部局、福祉部局、医療部局、税務部局等、それぞれの部局で管理**されているとともに、児童相談所・社会福祉法人・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、**それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応**に当たっている（以下は現状認識のイメージ）。
- ※ここに掲載されているデータが全て必須項目ということではなく、今後、実証事業を実施する中でどの項目に絞り込むか整理。

あくまでも、自治体及び関係機関における分散管理が前提であり、「国」が組織として記載されていないとおり、国が子どもの個人情報を一元的に管理することは考えていない。



一 実証事業において検証すべき主な課題

- 各自治体において、教育・保育・福祉・医療等のデータを必要に応じて連携するシステムや体制を整備し、真に支援が必要な子どもの発見や、ニーズに応じたpusch型の取組に活用する実証事業を支援する。またその際、制度面での課題等についても併せて検討する。
- 当該実証事業において検証すべき主な課題は、以下のとおり。

子どもに関する各種データの連携の目的（想定するユースケース）の整理



自治体及び関係機関における分散管理の前提の下、データ連携に必要となるデータ項目の検証

※上記の目的に応じ、各データ項目の有用性、自治体におけるデジタル化や情報共有の状況、当該データ項目が国の施策として自治体等において共通的に収集することが求められているか等を勘案して絞り込んだ上で、例えば必須項目と推奨項目を分けるなどして提示



自治体におけるデータ連携を実現するシステムや体制の在り方の検証

＜これまでに把握している事例から想定されるパターン例＞

①自治体内で子どもの情報を包括的に把握する部署を構築し、当該部署が所管するデータベースを整備

②自治体内で関係部署を統合せずに、データ連携することで、情報を共有

※自治体以外の関係機関との情報共有の在り方についても検証の対象



制度面・運用面での課題等の検証